

外国の運転免許証を日本の運転免許証に 切り替える方（外免切替の方）

受験資格等	◎ 有効な外国の運転免許証をお持ちの方 ◎ 当該外国の運転免許証を取得してからその国に通算して3か月以上滞在している方（パスポートなどで確認します。） ◎ 原則として、住民基本台帳法の適用を受ける方 ○ 外国籍の方で観光旅行等「短期滞在」の場合は、切替えできません。 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
-------	--

- ◎ **来庁前に必ず次の連絡先へ電話して下さい。来庁日等の打合せ（予約）をします。**
- **連絡先** 運転免許センター試験係 018-862-7570
月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）午前8時30分～午後4時

◎ 書類審査（来庁時）

場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
受付時間	予約時に指定された日時
当日持参する書類等	○ 外国の運転免許証 ○ パスポート（滞在期間等の確認のため、古いものも含め全てお持ちください。） ○ 本籍（国籍等）の記載された住民票（6か月以内に交付を受けたもの。） ※ 外国籍の方も必要となります。 ○ 在留カード、マイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類
注意事項	○ 日本の運転免許証を持っている方（過去に持っていた方を含む）は、その運転免許証も持参してください。 ○ 外国の運転免許証に取得年月日が記載されていない場合は、取得年月日を証明する書類が必要になります。（運転経歴証明書等） ○ パスポートなどで3か月の滞在期間の確認が出来ない場合は、出入国記録証明書などの提出が必要になる場合があります。 ○ 外国籍の方が住民票を提出する場合、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたものが必要です。 ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 日本語が話せない方は、できるだけ通訳人を同行してください。

◎ 書類審査の結果連絡

- **書類審査の結果（切替えの可否）は、後日電話連絡します。**
- ・ 日本の運転免許証に切替え可能な場合は、電話で知識の確認（学科）及び実技の確認（技能）の必要の有無を連絡します。（知識及び実技ともに免除になる場合もあります。）また、次回の来庁日の予約も受付します。
 - ・ 日本の運転免許証に切替え可能な場合は、次の書類などを準備してください。

準備書類等	○ 外国の運転免許証の翻訳文（日本語訳） ※ 外国の運転免許証発給国の大使館、領事館等又はJAF（日本自動車連盟）などで翻訳したもの。
-------	--

	○ 在留カード、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、無背景、白黒可） ※ 知識の確認（学科）、実技の確認（技能）ともに免除の方は、写真1枚となります。
注 意 事 項	◎ 書類審査の結果、日本の運転免許証に切替えできない場合もありますので、ご了承ください。

日本の運転免許証に切り替える時

- ◎ 書類審査の結果、日本の運転免許証に切替え可能な場合、知識の確認（学科）、実技の確認（技能）などで来庁する時は、予約制になっています。
来庁前に必ず予約をしてください。

※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時
電話（018-862-7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。

場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）
受 付 時 間	予約した日の ・ 知識、実技が必要な方 → 午前8時30分～午前9時30分 ・ 実技のみ必要な方 → 午後1時～午後1時30分 ・ 知識、実技ともに免除の方 → 午後1時～午後1時50分
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ※ 知識の確認（学科）、実技の確認（技能）ともに免除の方は、写真1枚となります。 ○ 外国の運転免許証 ○ パスポート（滞在期間等の確認のため、古いものも含め全てお持ちください。） ○ 本籍（国籍等）の記載された住民票（6か月以内に交付を受けたもの。） ○ 在留カード、マイナンバーカード、健康保険証（資格確認書等含む）、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○ 外国の運転免許証の翻訳文（日本語訳） ※ 外国の運転免許証発給国の大使館、領事館等又はJAF（日本自動車連盟）などで翻訳したもの。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 当日は、知識の確認、実技の確認及び適性試験を行います。 ※ 国又は地域によっては、知識の確認、実技の確認が免除になる場合もあります。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。（持参する必要はありません。） ○ 知識の確認合格後、午後から実技の確認（場内試験）を行います。 ※ 知識の確認のみの受験はできません。 ○ 受験当日、実技の確認に不合格の場合、免許センター試験窓口で次

	回の実技の確認の予約可能です。 ○ 外国籍の方も、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。） ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。
--	---

- ※ 降雪などの影響により、実技の確認の開始が遅れたり、中止になることがあります。
- ※ 二輪免許の実技の確認は、冬期間（12月から3月）中止となります。（知識の確認も中止となります。）

◎ 受験手数料等（普通免許の場合）

受験手数料	2, 500円
車両使用料	800円

※ 実技の確認が免除になる場合は、車両使用料は不要です。

◎ 交付手数料

- 免許証の交付は、
「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、
「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」
の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	2, 350円	1, 550円	2, 450円

◎ 知識の確認（50問）受験可能言語

アラビア語	インドネシア語	ウクライナ語	ウルドゥー語
英語	韓国語	クメール語	シンハラ語
スペイン語	タイ語	タガログ語	中国語
ネパール語	ヒンディー語	ベトナム語	ペルシャ語
ポルトガル語	ミャンマー語	モンゴル語	ロシア語

- ※ 上記、**20言語**から選択できます。
「希望する言語」を受付の際にお申出ください。

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで

◎ 外国運転免許証の日本語による翻訳文について

- 外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合、その外国の運転免許証を日本語で翻訳したもの（翻訳文）の提出が必要となります。

なお、日本語による翻訳文は、次の法人が作成したものに限りします。

- ◇ 発給国の行政庁等又は領事機関など（大使館、領事館など）
- ◇ 日本自動車連盟（JAF）
- ◇ ジップラス株式会社
 - ※ 台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国、ウクライナ、ミャンマー連邦共和国、ネパール、インドネシア共和国、香港特別行政区、スリランカ民主社会主義共和国及びシンガポールの運転免許証の日本語による翻訳文を作成することが可能です。
- ◇ 一般社団法人訪日運転者支援協会（ALADDIN）
 - ※ スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、中華人民共和国及び台湾の運転免許証の日本語による翻訳文を作成することが可能です。
- ◇ 台湾日本関係協会
 - ※ 台湾のみの運転免許証の日本語による翻訳文を作成することが可能です。
- ◇ ドイツ自動車連盟
 - ※ ドイツのみの運転免許証の日本語による翻訳文を作成することが可能です。

国際運転免許証又は外国の運転免許証を お持ちの方へ

◎ 日本で運転できる運転免許証

日本の運転免許証をお持ちでない方が、日本で自動車等を運転する場合、次のいずれかの運転免許証を持っていなければなりません。

① 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証

② 自動車等の運転に関する外国の運転免許証（日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域で、下記の5か国と1地域に限ります。）

- スイス連邦
- ドイツ連邦共和国
- フランス共和国
- ベルギー王国
- モナコ公国
- 台湾

※ ②の5か国と1地域の運転免許証をお持ちの方が日本で自動車等を運転する場合は、当該外国の運転免許証のほかに、次の法人が作成した日本語による翻訳文が添付されている場合のみ運転可能です。

- ◇ 発給国の行政庁等又は領事機関等（大使館、領事館等）
- ◇ 日本自動車連盟（JAF）
- ◇ ジップラス株式会社（台湾の運転免許証のみとなります。）
- ◇ 訪日運転者支援協会（ALADDIN）
- ※ スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾の運転免許証となります。
- ◇ 台湾日本関係協会（台湾の運転免許証のみとなります。）
- ◇ ドイツ自動車連盟（ドイツの運転免許証のみとなります。）

◎ 日本で運転できる期間

日本に上陸した日から1年間又はお持ちの国際運転免許証等の有効期間のいずれか短い方の期間となります。

◎ 注意事項

日本国内に住民登録されている方が出国し、又は外国人の方が再入国の許可などを受けて日本から出国し、**3か月未満で帰国した場合**は、その帰国（上陸）の日は運転可能期間の起算日（上陸した日）とはなりませんので、注意してください。

なお、詳しいことは、運転免許センター試験係へお問合せください。

（運転免許センター試験係 018-862-7570）